

<知 事 訓 示>

- 本県では、10月1日から24日まで特措法第24条第9項に基づく要請等を段階的緩和措置として実施をし、県民や事業者の皆様へ様々なお願いをしてまいりました。
- 現在、新規陽性者数が落ち着きつつありますが、これも県民や事業者の皆様が高い危機意識を持ち、御協力をいただいたことに加え、医療関係者、福祉関係者の皆さんの御努力によるものと受け止めています。
- そして、何よりも職員の皆さんの御尽力によるものと考えております。改めてお一人お一人に深く感謝を申し上げたいと思います。
- さて、先ほどの本部会議におきまして、イベント等の開催制限を除き、10月24日をもって段階的緩和措置の終了を決定させていただきました。
- 今後、感染の再拡大を防止することと社会経済活動を両立させていく必要があります。
- 他方、新規陽性者数が落ち着いている今こそ、次なる感染再拡大期、いわゆる第6波への備えも必要であります。
- 職員の皆さんにおいては、引き続き高い緊張感をもって臨まれるようお願いをしたいと思います。特に、県

庁がワンチームとなって、新型コロナウイルス感染症対策に取り組むとともに、県民生活の基盤となる社会経済活動の回復に全力で取り組むよう、改めてお願いをいたします。